

# 2020 年度事業計画書

公益財団法人 笹川保健財団

## 【公益目的事業】

ハンセン病対策、地域保健の推進、公衆衛生の向上を活動テーマに、すべての人々の保健の向上に貢献する事業を行う。

### 〔事業の概要について〕

ハンセン病は治療薬 MDT の導入後、世界規模で新規患者数が減少したものの、その後各国政府によるハンセン病対策予算の削減等に伴い、新規患者数は横ばいを維持し大幅な減少傾向はみられない。近年では、新規患者数が増加に転ずる国も散見されるなど、新たな対策が求められている。また、患者や回復者及びその家族に対する偏見と差別は未だに根強く、患者や回復者の人権問題への取り組みや正しい情報発信（啓発）の必要性は高い。また、近年、病を生き抜いた人々の証言や史料の散逸、消失が加速している。この教訓を次世代へ繋ぐためにも証言や史料の保存は喫緊の課題である。このような様々な側面を持つハンセン病対策に対し、当財団は自らが有する経験・知見・人的ネットワークや資源を積極的に活用し、政策レベルでハンセン病の保健、人権問題への対策推進を図るとともに、現場レベルからもハンセン病対策活動の着実な実施を目指し、様々なアクターと連携して活動を実施する。

また、急速な超高齢社会の進展により、医療施設以外におけるケアの場が喫緊の課題となっていることを受け、すべての人々が地域社会において、健康で質の高い生活ができるために重要なアクティビティである看護をエンパワメントする。特に、国が進める地域包括ケアシステムにおいても、その中核としての役割が期待されている在宅/訪問看護を、24 時間 365 日、継続的に実践できる看護師の養成を行い、各拠点の機能強化にも努める。さらに、在宅・地域における療養を中心とする保健医療体制を推進するための活動及び人材育成への支援を行う。

さらに、長年にわたり培ってきた放射線災害、疾病対策、公衆衛生分野における内外の専門機関や専門家等とのネットワークを活用し、グローバルな人材育成やプロジェクトへの支援を行う。

## 【1】ハンセン病制圧活動

### (1) ハンセン病制圧活動

ハンセン病の早期発見・早期治療を推進するためには、適切なハンセン病サービスが末端の保健所レベルで維持されることが重要な鍵となる。しかし、他の疾病と比較するとハンセン病対策の優先順位が低いため、各国政府は必ずしも積極的であるとはいえない。こうした状況を改善するために、当財団は、当事者団体、国際機関、関係国政府、国際 NGO、研究者ら様々なアクターと積極的に協力し、特にハンセン病患者の早期発見・早期治療に焦点をあて支援を行う。

### (2) 関係諸機関との企画調整

世界各国でのハンセン病対策を効果的に推進するために、WHO ハンセン病制圧大使の活動の充実化を図り、政策レベルで対策活動の促進を図る。また、活動の重複を防ぎ適切かつ効率的支

援を担保するため、諸会議への参加、支援プロジェクトの調査・評価、技術協力、WHO や関係国政府のハンセン病対策プログラム関係者との協議・企画調整等を実施する。

## 【2】ハンセン病広報啓発活動

### (1) ハンセン病広報啓発活動

ハンセン病に対する根強い偏見や差別は、病気の早期発見・早期治療を妨げる主な要因であるだけでなく、完治した後も回復者やその家族が、差別によって必要なサービスを受けられない等、社会の一員として暮らしていくうえで、大きな障壁となっている。当財団は、このような状況の改善に資する啓発活動を支援するとともに、ハンセン病に対する偏見や差別が生み出した歴史の教訓から学び、二度と繰り返さぬよう歴史の保存と活用に取り組む活動を支援する。

### (2) ニュースレター制作・発行、その他啓発関係資材等の制作

WHO ハンセン病制圧大使のメッセージ、フィールド活動の様子等、世界で起きているハンセン病問題解決に向けた最新情報を掲載した「WHO Goodwill Ambassador's Newsletter for the Elimination of Leprosy (WHO ハンセン病制圧大使ニュースレター)」を年6回程度発行し、約5,000の省庁・機関・個人へ配布、インターネット上に公開するほか、SNSやEメールでも配信する。また、ホームページ、各種SNS、啓発資材等を通じて、ハンセン病についての正しい知識を広く情報発信する。

### (3) ハンセン病とそれに伴う問題から人権・尊厳について学ぶ活動

ハンセン病患者の減少に伴い、ハンセン病やそれに伴う人権や尊厳について考える機会が減少している。そのためハンセン病への差別撤廃にむけたグローバル・アピールやハンセン病蔓延国での各種会議を多様なアクターと協力し開催する。同時に、シンポジウムや講演会の開催を通じて、ハンセン病問題やその歴史への正しい理解を促進する。

### (4) 国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報

ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ると共に、ハンセン病の歴史に関する貴重な資料を次世代へ継承するため、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の管理運営、並びに、国立ハンセン病療養所に設置され、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等の運営支援を行う。管理運営にあたっては、ハンセン病に関するシンポジウム等の開催、公開講座の開催、啓発資料等の作成等の業務もあわせて実施する。なお、本事業は厚生労働省が実施する一般競争入札（総合評価落札方式）に参加し、委託を受けて実施する。

## 【3】ハンセン病患者・回復者・家族の自立支援活動

### (1) 関係諸機関との企画調整及び技術協力

本活動は多面的なアプローチが必要であり、関係者間での連携が重要となる。このため、国連ハンセン病問題特別報告者との連携や関係国での調査や会議開催/出席等を通し、関係諸機関との協議、活動の企画調整等を行う。

### (2) 回復者ネットワーク強化

ハンセン病対策において、当事者を代表する回復者団体が担う役割が増大している現在、彼らが自らの問題について積極的に意見を表明する基盤を作るために、回復者団体のさらなるエン

パワメントが不可欠である。よって当財団は、回復者団体がそれぞれの社会の中で確固たる基盤を築き、持続的に発展していくために、インド、ブラジル、エチオピア等で回復者団体の基盤強化を行う。

### **(3) 自立活動支援**

ハンセン病患者、回復者やその家族が、社会で必要な医療・社会サービスを楽しむように当事者自身のエンパワメントを行う。また、適切なサービスを担保するために、ハンセン病当事者が積極的に諸対策の計画から実施段階に参加するアプローチを支援する。

### **(4) 障がいの予防及び治療**

ハンセン病による障がいを予防するために、早期発見・早期治療を促進する取り組みを支援する。障がい者への支援は自立活動支援のなかに含めて実施する。

## **【4】 看護の啓発・普及活動**

地域保健の推進のため、看護の啓発と普及を支援し、またそのための活動を行う。

### **(1) 在宅看護等に関する研究・調査支援**

地域社会における看護の充実・向上を目的に、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアをはじめとする、先駆的・独創的研究や実践的な調査活動等を支援（助成）する。

### **(2) 在宅看護等の周知啓発活動支援**

地域社会における在宅/訪問看護、在宅緩和ケアの適正な活用とその効果を広く普及するため、地域密着型の各種啓発活動等を支援（助成）する。

### **(3) 地域保健の担い手への研修及びネットワークの維持構築**

地域保健の担い手を対象に、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアや、生活、療養、医療、介護、看取り等に関する情報交換や啓発・研鑽の機会を提供すると共に、それら担い手のネットワークを維持構築する。

## **【5】 看護人材の育成活動**

プライマリ・ヘルス・ケアの推進を担う医療、福祉、保健従事者を主な対象に、地域社会におけるリーダーとして、地域保健の推進に寄与する人材を育成する。

### **(1) 在宅看護人材育成**

地域包括ケアシステムの中核となる在宅/訪問看護センターを運営し、コーディネーターとして地域保健を推進することができる人材を育成すると共に、研修修了者を対象としたフォローアップ支援を行う。

### **(2) 地域保健を担う人材の育成**

地域保健の現場や教育・研究・行政機関等で、地域保健の推進に寄与する人材を育成する。

## **【6】 公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰活動**

### **(1) 公衆衛生向上のための支援**

WHO等の国際機関や、国内機関との協力の下、公衆衛生向上のための保健医療協力を目的とする専門家派遣や活動支援を行う。

## **(2) グローバル人材の育成・推進**

保健・医療の現場、緊急時に的確な判断や対応が可能なグローバル人材の育成・強化のため、国内外における研修、セミナー等のプログラムを実施する。

## **(3) チェルノブイリ関連共同研究**

1990年以降実施のチェルノブイリ医療協力の成果を基盤に、国際機関や諸外国との共同研究を行う。また、米国のNational Cancer Instituteと連携し進めている「チェルノブイリ甲状腺組織バンク（Chernobyl Tissue Bank：CTB）」の運営も行う。

## **(4) WHO 笹川健康賞**

世界各国の保健衛生分野、特にプライマリ・ヘルス・ケアに著しい功績をあげた個人、または団体を顕彰する。2020年度の受賞者は、1月、ジュネーブで開催の選考委員会で決定予定、5月に行われるWHO世界保健総会の席上でトロフィーと賞金を授与する。

## **(5) FAPA（アジア薬剤師会連合）石館賞**

アジアの国々の公衆衛生向上のために、薬剤業務、研究、教育を通じて人類の保健・医療に貢献をしたアジアの薬剤師等を顕彰する。表彰式は2年毎、2020年度はアジア薬剤師連合会学術大会で、メダルと副賞を授与する。

以上